

2026年3月31日

各位

上場会社名 中外製薬株式会社
コード番号 4519 (東証プライム市場)
本社所在地 東京都中央区日本橋室町 2-1-1
代表者 代表取締役社長 CEO 奥田 修
問合せ先 責任者役職名 広報 IR 部長
氏名 宮田 香絵
電話番号
報道関係者の皆さま 03(3273)0881
投資家の皆さま 03(3273)0554

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主(親会社を除く)又はその他の関係会社の商号等

(2025年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)	発行する株券が上場されている金融商品取引所等
ロシュ・ホールディング・リミテッド (ROCHE HOLDING LTD)	親会社	61.12	スイス証券取引所、米国店頭取引市場 (米国預託証券)

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

ロシュ・ホールディング・リミテッドは、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ社および当社の親会社であり、当社議決権の61.12%を所有しています。当社と同社は、2001年12月にアライアンスに関する基本契約を締結し、2002年10月より戦略的アライアンスに基づく事業活動を開始いたしました。

当社とロシュは、戦略的アライアンスを通じて、通常の企業買収や合併事業とは異なる新しいビジネスモデルを確立しております。当社にとっては、経営の独立性を維持しつつ、当社がロシュ・グループから導入した医薬品の日本市場での販売により安定的な収益基盤を確保することができる点に、当社が開発した医薬品をロシュのネットワークを通じてグローバルに販売することができる点に、アライアンスの大きなメリットがあります。

ロシュとの主要な合意事項は以下のとおりです。

- ロシュと当社の開発候補品に関する取り決め
 - ロシュ・グループの日本における唯一の医薬品事業会社として、
 - ✓ 当社がロシュ開発候補品の日本国内の開発・販売に関する第一選択権を保有
 - ✓ 中外開発候補品の海外での開発・販売については、ロシュが第一選択権を保有
 - ・日本、韓国、台湾を除く全世界
 - ・全ての品目につき early PoC 段階でロシュへオファー
 - ・イギリス、ドイツ、フランスにおけるコ・プロモーション権を保持（中国については開発候補品毎に協議する）

- 当社の経営、役員に関する取り決め
 - ロシュは当社の自主経営を尊重
 - ロシュは取締役及び監査役候補者につきそれぞれ半数未満の指名権を有する
 - ロシュは当社の東京証券取引所プライム市場への上場維持に協力する義務を負う

- ロシュによる当社株式の処分に関する取り決め
 - ロシュは発行済株式総数の 25%以上を保有する義務を負う
 - ロシュは当社取締役会の事前承諾なしに競合他社に株式を処分できない
 - 当社はロシュの株式処分時に先買権を有する

- 当社の株式発行等に関する取り決め
 - 一定条件下で株式発行等にはロシュの事前承諾が必要
 - 株式発行等の際、ロシュは保有割合を維持する優先引受権を有する

また、上記の役員指名権を踏まえ、提出日時点の取締役 9 名のうち、以下の 3 名が現在、ロシュに在籍しております。

(ロシュに在籍する役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社での役職	就任理由
取締役	トーマス・シネッカー	ロシュ・グループ CEO	ロシュの経営メンバーとしてのグローバルな観点から、当社の経営に関する監督・助言等の取締役としての役割・責務を適切に遂行することができるものと判断し、選任しております。
取締役	テレッサ・エイ・グラハム	ロシュ医薬品事業 CEO ロシュ経営執行委員会委員	
取締役	ボリス・エル・ザイトラ	ロシュ コーポレート事業開発ヘッド ロシュ拡大経営執行委員会委員	

当社は、ロシュの連結決算の対象会社ですが、上記のとおり東京証券取引所プライム市場における上場の維持に協力することを同社と合意しており、独立した上場企業として、すべての意思決定をセルフ・ガバナンス原則に基づいて行っております。

また、ロシュが指名する当社の取締役は、当社のすべての取締役の過半数を構成するものではないため、経営の独立性は確保されていると認識しております。さらに、経営の独立性・客観性をより一層高める観点から、コーポレートガバナンス・コードに従い、取締役候補者については、独立社外取締役が半数を占め、かつ議長を務める指名委員会にて審議を行い、その適格性を判断しております。当社は、3名の独立社外取締役を選任しており、独立社外取締役候補者の指名についても、取締役会の決議に先立ち、指名委員会において審議しております。

以上から、当社の事業活動及び経営判断における独立性は確保されていると認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との取引に関する事項は、2025年12月期 決算短信（2026年1月29日）「関連当事者との重要な取引及び債権債務」に関する注記に記載しております。

https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/reports_downloads/tanshin.html

4. 親会社又は支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

ロシュとの取引にあたっては、独立性を有する社外取締役・社外監査役のみで構成される特別委員会を設置し、ロシュと少数株主との利益が相反する可能性のある重要な取引・行為等について、取引の必要性と合理性、取引条件等の妥当性、公正性の観点から審議・検討し、取締役会に答申・報告を行っております。取引の重要度に鑑み、取締役会決議事項は取締役会に先立って審議し、経営会議決裁事項は定期的に報告を受けております。これらにより第三者間取引と同等の価格等の条件による公正な取引を実施することにより、少数株主の利益を保護しております。

以 上